

燕市告示第 293 号

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市内における再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー化を促進するため、中小企業者等が地域の脱炭素化のために導入する太陽光発電設備等の経費に対し、予算の範囲内において燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール又は太陽電池アレイ、パワーコンディショナーその他これらに付随する設備で構成される設備をいう。
- (2) 蓄電池システム 電気の需給の状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることができ、及び停電の場合において電気を供給することができる蓄電池を用いたシステムをいう。
- (3) 高効率空調機器 エネルギー消費性能等(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第149条第1項に規定するエネルギー消費性能等をいう。次号において同じ。)が優れている空調設備をいう。
- (4) 高効率照明機器 エネルギー消費性能等が優れている照明設備をいう。

(5) 太陽光発電設備等 一定の要件に適合する太陽光発電システム、蓄電池システム、高効率空調機器又は高効率照明機器をいう。

(6) 処分制限期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一から別表第八までに定める耐用年数のことをいう。

(7) 中小企業者等 本市に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業者(中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。)

イ 医療法人(医療法(昭和23年法律第205号)第39条第1項の規定により法人とされるものをいう。)

ウ 社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。)

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(8) 国実施要綱 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要綱(令和4年3月30日環政計発第2203303号)をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、別表第1に掲げる補助要件を満たす太陽光発電設備等とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内容を満たすものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第3の左欄の設備区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第4に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助

対象経費から除く。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 誓約書
- (4) 太陽光発電設備等の設置に要する費用の内訳が明記されている見積書の写し
- (5) 太陽光発電設備等の形状、規格等の仕様を説明する書類
- (6) 太陽光発電設備等を設置する場所の図面及び現況を示す写真
- (7) 市税の滞納がないことを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第9条 前条の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第7条第1号の事業計画書に記載された内容を変更し、又は中止しようとするときは、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金補助事業変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(変更承認通知)

第10条 市長は、前条の変更承認申請があったときは、速やかにその内容を審査し、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金補助事業変更等承認通知書（様式第5号）又は燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助事業変

更不承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、当該交付決定に係る太陽光発電設備等の設置が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する会計年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）事業完了報告書

（2）収支決算書

（3）交付決定を受けて設置した太陽光発電設備等の設置に係る領収書の写し

（4）補助対象設備の設置の現況を示す写真

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められたときは、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付確定通知書（様式第 8 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第 13 条 補助金は前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 補助事業者は、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付請求書（様式第 9 号）により市長に補助金を請求するものとする。

（利用状況の報告）

第 14 条 太陽光発電システムについて補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の完了日の属する年度及び翌年度の事業実施結果について、各年の 4 月 30 日までに、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金利用状況報告書（様式第 10 号）により、過去 1 年間（初年度は補助対象事業の完了

した日から3月末日までの期間)の二酸化炭素削減効果等について、市長に報告しなければならない。

(管理及び処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助対象設備を、第2条第6号に規定する処分制限期間が満了する日(以下「処分制限期間満了日」)まで、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、処分制限期間満了日まで、補助対象設備を補助金の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 補助事業者は前項の承認を受けようとするときは、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金財産処分等承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金財産処分等承認通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(契約解除の制限)

第16条 補助事業者は、ファイナンスリース又はオンサイトPPAに係る契約を解除しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは理由を記載した契約解除承認申請書(様式第13号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、契約解除承認通知書(様式第14号)により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により通知するときは、当該通知をした補助事業者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金返還請求書（様式第 15 号）により、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 補助対象設備について、J-クレジット制度(温室効果ガスの排出の削減量又は吸収量を取引することができるものとして国が認証する制度をいう。)への登録をしたとき。
- (4) 補助対象設備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づく FIT 制度(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの(以下「再生可能エネルギー源」という。)を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定の期間、電気事業者(同法第 2 条第 4 項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。))が買い取ることを義務付ける制度をいう。)又は FIP 制度(再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、当該電気を発電した者が売買した際に、市場価格に補助額を上乗せした金額を得ることができる制度をいう。)の認定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められる事由があるとき。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助対象設備（太陽光発電設備等）	補助要件
太陽光発電システム	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 国実施要領別紙2の重点対策加速化事業ア(ア)太陽光発電設備(自家消費型)に定める交付要件を満たすこと。 (2) 太陽光発電システムの発電電力量等の計測器が設置されること。 (3) 燕市内の需要家自らが事業を営み、かつ、所有権を有する建物の屋根に設置されるものであること。 (4) 他の国・県の補助制度等を利用していないこと。
蓄電池システム	太陽光発電システムの付帯設備として蓄電池システムを設置する事業で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 国実施要領別紙2の重点対策加速化事業ア(イ)蓄電池に定める交付要件を満たすこと。 (2) 次の価格基準内の蓄電池であること。 4,800Ah・セル以上の蓄電池システムの場合、16万円／kWh（工事費込み・税抜き）以下 4,800Ah・セル未満の蓄電池システムの場合、14.1万円／kWh（工事費込み・税抜き）以下 (3) 燕市内に設置されるものであること (4) 他の国・県の補助制度等を利用していないこと。
高効率空調機器	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

	(1) 国実施要領別紙2の重点対策加速化事業ウ(チ)高効率空調機器に定める交付要件を満たすこと。 (2) 燕市内に設置されるものであること。 (3) 他の国・県の補助制度等を利用していないこと。
高効率照明機器	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 国実施要領別紙2の重点対策加速化事業ウ(チ)高効率照明機器に定める交付要件を満たすこと。 (2) 燕市内に設置されるものであること。 (3) 他の国・県の補助制度等を利用していないこと。

別表第2(第4条関係)

i 太陽光発電システム

区分	内容
購入	補助対象者は、次の各号の要件を満たす需要家とする。 (1) 中小企業者等であること。 (2) 市内に事業所等を設置していること。 (3) 燕市 SDGs(カーボンニュートラル)実践事業者に登録されていること。 (4) 市税の滞納がないこと。 (5) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。 (6) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、当該補助金の交付が適当でないと認められるものでないこと。
ファイナンスリース	補助対象者は、以下の各号の要件を満たすリース事業者とし、需要家(貸借人)については、上記購入の各号の要件を満たすものとする。 (1) 法人その他の団体(市町村及び一部事務組合を除く。)であること。 (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続中でないこと。 (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続中でないこと。 (6) リース事業者に補助金が交付された場合、補助金

	相当分が貸借人に対するリース料金から控除されるものであること。 (7) リース事業者は、補助対象事業により導入した太陽光発電システムについて、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること (8) リース事業者は、リース期間が処分制限期間よりも短い場合は、所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること
オンサイト PPA	補助対象者は、以下の各号の要件を満たす PPA 事業者とし、需要家については上記購入の各号の要件を満たす者とする。 (1) 法人その他の団体(市町村及び一部事務組合を除く。)であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続中でないこと。 (5) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続中でないこと。 (6) PPA 事業者に補助金が交付された場合、補助金相当分が需要家に対するサービス料金から控除されるものであること。 (7) PPA 事業者は、補助事業により導入した太陽光発電システムについて、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を

	具備すること。
--	---------

ii 蓄電池システム、高効率空調機器、高効率照明機器

区分	内容
購入	補助対象者は、次の各号の要件を満たすものとする。 (1) 中小企業者等であること。 (2) 市内に事業所等を設置していること。 (3) 燕市 SDGs(カーボンニュートラル)実践事業者に登録されていること。 (4) 市税の滞納がないこと。 (5) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。 (6) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、当該補助金の交付が適当でないと認められるものでないこと。

別表第3(第5条関係)

設備区分	補助金の額
太陽光発電システム	太陽光発電システムの出力 1 KW 当たり5万円を乗じて得た額とする。この場合の出力は、太陽電池モジュール又は太陽電池アレイの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、小数点以下を切り捨てる。
蓄電池システム	蓄電池システムの価格（円／kWh（工事費込み・税抜き）の 1 / 3 以内（1,000円未満の端数は切り捨て）とする。
高効率空調機器	補助対象経費の 1 / 2 以内（1,000円未満の端数は切り捨て）とし、上限を100万円とする。
高効率照明機器	補助対象経費の 1 / 2 以内（1,000円未満の端数は切り捨て）とし、上限を100万円とする。

別表第4(第6条関係)

経費の区分	内容
設備費	事業を行うために直接必要な設備又は機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付等に要する経費。
工事費	事業を行うために直接必要な本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費。
業務費	PPA 契約やリース契約により実施される場合における、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。

※すべての経費区分において自己によるものは補助対象経費から除く。

※すべての経費区分において物品契約や下請け契約をする場合は、それら

の契約総額から消費税相当額を除外したもの